

浄化槽管理組合だより

平成28年度第1号 編集・発刊大町市浄化槽管理組合

平成28年度 定期総会が開催されました

平成28年6月3日、黒部観光ホテルにおいて「平成28年度大町市浄化槽管理組合定期総会」が開催されました。

総会では、5議事（1報告・4議案）について審議され、報告及び議案は原案どおり承認され新組合長に竹村武人氏が就任いたしました。



(前)組合長 小日向忠氏 (前)副組合長 遠藤庄平氏 (新)組合長 竹村武人氏 (新)副組合長 伊藤昭氏

組合長あいさつ

大町市浄化槽管理組合 組合長 竹村 武人

平成28年度浄化槽管理組合定期総会において、長年ご活躍いただいた小日向組合長の後任として、組合長に就任致しました。昭和52年6月に設立されました当組合は、「浄化槽法」の趣旨に基づき、浄化槽の維持管理を適正に実施し、公衆衛生の向上と生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を目的事業としております。大町市は清らかな水を育む信濃川水系の最上流に位置し、自然と水の恵豊かな地域であります。微力ではありますが、組合員の皆様・関係する皆々様の協力のもと、精一杯事業に取り組んでまいりますので宜しくお願いいたします。

お祝いのことば

大町市長 牛越 徹

大町市浄化槽管理組合、平成28年度定期総会が、盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。また、組合員の皆様には日ごろ市の生活排水行政の推進に格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

組合におかれましては設立以来、市内各ご家庭、事業所などの浄化槽が適切な維持管理が図られますよう、巡回点検や浄化槽講習会の開催などを通じ生活環境の向上のために、ご熱心にご活動されていただいていることに対し心から敬意を表する次第でございます。

当市の浄化槽区域におきましては、未だ約30パーセント程度の世帯が水洗化されておらず、下水道と共に今後も積極的に普及を図る必要がございます。

今後、浄化槽管理組合の果たす役割は一層増すものと考えますので、市といたしましても組合の皆様と共に、生活排水環境向上に努めてまいりたいと存じます。

結びに、貴組合のご発展と本日お集まりの皆様のみますますのご活躍、ご健勝を祈念申し上げお祝いの言葉といたします。

浄化槽のルールは家族全員で守りましょう



浄化槽法に「使用に関する準則」が定められていて、特に家族全員が注意すべきことは次のとおりです。

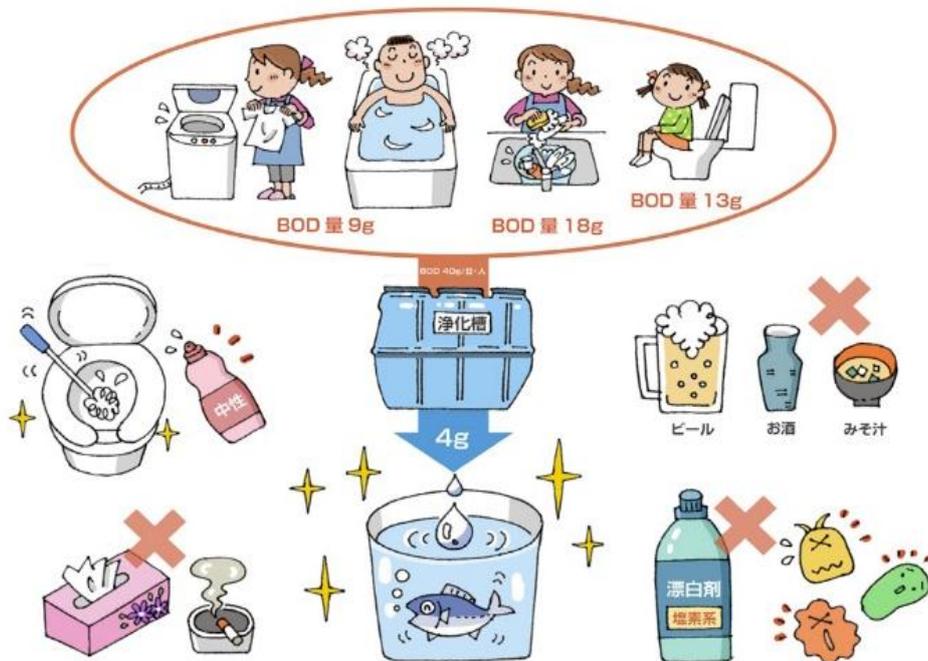


出典：環境省発行小冊子
「浄化槽による地域の水環境改善 の取り組み」

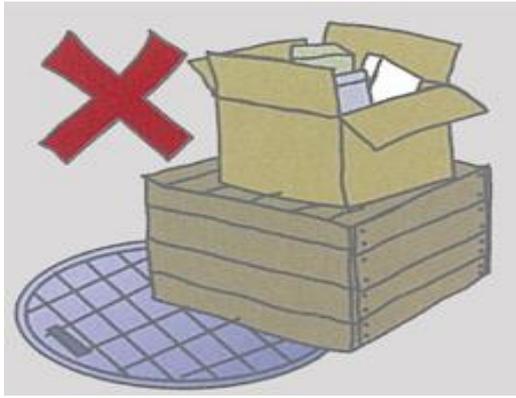
◎水を出しっぱなしにするなど、水の無駄使いはやめましょう。



◎トイレでは、トイレットペーパーを使い、その他の紙(ティッシュペーパー)や紙おむつ、タバコの吸い殻などを絶対に流さないで下さい。



◎台所から出た野菜くずや天ぷら油などの油分は、できるだけ流さないようにしましょう。特に食用油は、BODで表すと、し尿の百倍以上も高いことから、流してしまうと配管の閉塞、悪臭、処理水質の低下の原因となったりします。必ず燃えるゴミと一緒に出しましょう。また、野菜くずを流すディスポーザーは、浄化槽の仕様を確認し、保守点検業者と相談してから計画してください。



出典：環境省発行小冊子
「浄化槽による地域の水環境改善 の取り組み」

◎浄化槽に付属している機器類の電源は切らないように、また、送風機の空気取り入れ口はふさがないようにしましょう。電源を切ってしまう、空気取り入れ口がふさがれた場合は、微生物が働かなくなり最悪の場合、働かなくなった微生物を槽外に引き抜いて、新たに元気な微生物を種付けする作業が必要となります。



◎浄化槽上部を駐車場として利用する場合は、駐車場仕様の設置工事を行って下さい。また、蓋の上や浄化槽の周辺にはなるべく物を置かないで下さい。やむを得ず置く場合も容易に移動ができるようにしておいて下さい。マンホール蓋は、臭気トラブルや槽内への転落事故を防止するため、必ず締めておきましょう。軽量蓋は、施錠ができる構造となっていますので、必ずカギをかけておきましょう。



◎指定検査機関が行う水質に関する法定検査を受検してください。



通常、各ご家庭では世帯主に浄化槽管理者としての責任と義務があります。管理者は保守点検と清掃を、法律で定められた回数を行い、その記録票を3年間保存してください。

いとう浄化槽相談員の



点検実施業者と清掃を実施した業者は、それぞれ点検記録票を浄化槽管理者に渡すとき、内容を説明しなければなりません。

説明がなかった場合には説明を求めてください。

組合費の納入をお願いします



「組合費の納入について」通知させていただきました。

納付書で納入の方は9月末が納期になります。口座振替の方も9月末に指定された口座から振替させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、現在納付書納付の方は、できるだけ口座振替にさせていただきますよう併せてお願いいたします。口座振替手続きの用紙は事務局にありますので、ご連絡ください。

組合員名の変更等について



組合員のお名前が変更になった場合や、納付書等の送付先が変更になった時は、速やかに事務局まで連絡をお願いいたします。

また、使用していた浄化槽を廃止（取壊し）したり設置してある浄化槽を現在使用していない場合は、「浄化槽廃止届」・「浄化槽休止届」の提出を事務局までお願いいたします。

浄化槽に関する各種届出様式は、大町市のホームページからもダウンロードできます。
大町市ホームページ <http://www.city.omachi.nagano.jp/>



新役員も決まり、新たな体制で大町市浄化槽管理組合がスタートしました。役員名簿は、同封しました平成28年度大町市浄化槽管理組合定期総会資料の7～8ページをご覧ください。

当組合は、組合員2,300人を超える大きな組織です。一人ひとりが水の大切さを再認識していただき、きれいで安定した水を公共水域に返すようご協力をお願いします。

また、きれいで安定した放流水にするために、保守管理業者による保守点検や法定検査を受け、浄化槽の適切な維持管理に心がけていただきますよう併せてお願いいたします。

事務局 大町市役所上下水道課内 大町市浄化槽管理組合
Tel: 0261-22-0420 内線 715